平成29年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

- 1 平成 29 年 12 月 12 日午前 10 時 00 分、第 4 回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。
- 2 出席議員は次のとおりである。

第 1 番 木村 圭君 第 2 番 大澤由香里君 第 3 番 澤本 幹男君 第 4 番 清水 明君 第 5 番 小峰 陽一君 第 6 番 石田 芳英君 第 7 番 宮野 亨君 第 8 番 高橋 邦男君 第 9 番 原島 幸次君 第 10番 村木 征一君 第 11番 師岡 伸公君 第 12番 須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長 河村 文夫君 副 町 長 加藤 一美君教 育 長 若菜 伸一君 企画財政課長 山宮 忠仁君若者定住化対策室長 新島 和貴君 総 務 課 長 井上 永一君住 民 課 長 原島 滋隆君 福祉保健課長 清水 信行君観光産業課長 天野 成浩君 地域整備課長 須崎 政博君会計管理者 加藤 芳幸君 教 育 課 長 原島 政行君病院事務長 河村 光春君

平成29年第4回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成 29 年 12 月 12 日 (火) 午前 10 時 00 分 開会・開議

会 期 平成29年12月12日~12月15日(4日間)

日程	議案番号	議案名	結果
		HA AN H	71H 21K
1		議長定例町議会開会・開議宣告	
2		2番 大 澤 由香里 議員 会議録署名議員の指名 3番 澤 本 幹 男 議員	
3		会期の決定について	決定
4		議会関係諸報告	
5		町長あいさつ	
6	議案第 63 号	消防団員用デジタル簡易無線購入契約について	原案可決
7	議案第64号	平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 5 号)	原案可決
8	議案第 65 号	平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計 補正予算(第3号)	原案可決
9	議案第 66 号	平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	原案可決
10	議案第 67 号	奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて	原案同意
11		人権擁護委員候補者の推薦について	適任
12		西秋川衛生組合議会議員の選挙	決定
13		秋川流域斎場組合議会議員の選挙	決定

(午後1時54分 散会)

午前10時00分開会・開議

○議長(師岡 伸公君) これより平成29年第4回奥多摩町議会定例会を開会します。 直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。 本定例会の会議録署名議員に、

2番 大澤由香里議員、

3番 澤本 幹男議員、

を指名します。

次に、日程第3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 5 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長(須崎 眞君) おはようございます。

平成29年第4回奥多摩町議会定例会の運営について、去る12月5日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期でありますが、本日 12 月 12 日から 12 月 15 日までの 4 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程でありますが、配付してあります会議予定表をごらんください。 上程された議案等は8件であります。本日12日、1日で審議いたします。

次に、12月15日は本会議2日目、本定例会の最終日でありますが、一般質問を行い、 閉会する予定であります。通告者は10名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答されるようご協力お願いいたします。

なお、本定例会に対して、請願書及び陳情書につきましては、提出がありませんでした ので、各常任委員会は開催されません。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別、 採決別一覧表をごらんください。

初めに、議案第 63 号の消防団員用デジタル簡易無線購入契約につきましては、単独上程の即決。なお、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 64 号から議案第 66 号までの平成 29 年度の一般会計を初めとする補正予算の3議案については一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

初めに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所 管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定してお ります。

次に、議案第67号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきましては、対象議員を除く議員により、無記名投票による採決と決定しております。

次に、人権擁護委員候補者の推薦については、単独上程の即決と決定しております。

次に、辞職願が提出され、欠員が生じております一部事務組合議会の西秋川衛生組合議会議員及び秋川流域斎場組合議会議員の選挙について、ご協議・決定をお願いするものであります。

以上が上程別、採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの4日間とし、議案の上程 別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12月15日までの4日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進め たいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

また、本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告でありますが、議会関係の閉会中の諸報告、常任委員会の研修視察報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に、秋川流域斎場組合議会及び西秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要をまず秋川流域斎場組合議会議員、小峰陽一議員よりご報告願います。小峰陽一議員。

[5番 小峰 陽一議員 登壇]

○5番(小峰 陽一君) おはようございます。

それでは、平成 29 年第 2 回秋川流域斎場組合議会の定例会の報告をさせていただきます。

平成29年第2回秋川流域斎場組合議会定例会の報告をします。

去る 10 月 26 日午前 10 時から秋川流域斎場組合会議室で定例会が開かれ、町からは町 長、高橋議員、私、小峰と原島住民課長が出席いたしました。

開会前に、日の出町議会において役職改選が行われ、最初の議会であり、議長不在のため、法に基づき、副議長が議長の職務を行うこととなっていることの説明が事務局長からあり、清水兵庫副議長が登壇し、日の出町議会において議会議員が改選され、平野隆史議員、加藤光徳議員、清水浩議員の3名が当組合議会議員に選出された旨の報告があり、それぞれの自己紹介が行われた後、副議長により開会が宣言されました。

初めに、議長選挙では、法の規定により指名推薦とし、議長は平野隆史議員を推薦し、 質疑もなく、採決した結果、賛成多数で当選され、平野新議長が登壇し、承諾、挨拶の後、 議事が再開されました。

議席の指定、議事録署名議員の指名の後、1日の会期の決定がありました。

次に、日の出町議会の3名の議員から9月19日付で辞職願が提出され、許可した旨の報告の後、管理者から議案提出理由の説明及び近況報告があり、施設の利用状況では、火葬場及び式場ともに順調に稼働しており、昨年度の施設利用状況は、火葬が1,412件、前年度から82件の増、うち組合利用が1,317件、93.27%となっており、式場の利用は476件で、前年度から47件増、うち組合利用は455件の95.59%になっているとの報告のほか、29年度は長期修繕計画に沿って施設の修繕、改修を順調に執行していること、携帯電話の受信状況が悪いため、NTTドコモ、auの2社に対して電波の改善工事を依頼し、無償にて改善工事を実施することとなり、間もなく工事は完了するとの報告があり、今後も斎場組合の運営に当たって多くの皆さんに安心してご利用いただくことを第一に、誠意をもって対応していくとの挨拶がありました。

次に、平成 28 年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定についてでは、歳入総額は2億5,794万5,000円、歳出総額2億4,031万8,000円で、歳入歳出差引額1,762万7,000円は次年度に繰り越すこと及び8月10日に当組合代表監査委員の松本委員と監査委員である奥多摩町の高橋議員により決算審査が行われ、適正であることの意見書をいただいているとの説明がありました。

内容説明では、平成27年度をもって奥多摩町の加入分担金が終了したことにより、歳

入歳出それぞれ 5,200 万円の減額となったこと、歳入では斎場使用料が利用者増加により 530 万 2,000 円、8.3%の増加となったことなど、歳出では工事請負費において長期修繕計画に基づく中央監視装置更新工事などを行ったが、工事請負費全体では前年度から減額となったことなどにより、総額は前年度比 5,224 万 3,000 円、17.9%の減額となったことの説明がありました。また、基金の状況では、基金の年度末残高が 9,691 万 4,000 円となったこと、組合債の状況では借入総額 8 億 2,800 万円に対し、年度末残高は 3 億 1,775 万 2,000 円となり、今後の償還予定として平成 32 年度末までに 2 件の償還が終了し、平成 45 年度末ですべての償還が完了する予定になっていることなどの説明がそれぞれ行われました。

財政運営の展望では、平成 26 年度より組織市町村負担金を1億6,000 万円に据え置くこととしているが、今後長期修繕計画に基づく改修工事等が見込まれ、平成30 年度には 火葬炉の増設工事も予定しており、引き続き経費の削減に最大限の努力を行うとともに、 計画的な建物設備整備基金への積み立てと運用を図るとの説明がありました。

質疑では、今後の新たな起債の予定、火葬炉の稼働率の状況、地方公会計システム委託 及び固定資産台帳作成委託の内容・成果、基金積み立ての根拠、残骨灰委託の内容につい ての質問があり、現計画においては新たな起債は行わない考えであること、火葬炉稼働率 のメーカー推奨値は年250件ですが、実働は年440件ほどと多くなっているが、点検の結 果、稼働に問題はないこと、システム及び台帳は公会計システム導入のためのもので、現 在構築中であること、基金の積み立ては長期修繕計画に基づき、予算の範囲で行っている こと、残骨灰委託は、埋葬や供養など適正な処理を行うため、16項目の基準を設け、入 札していることの答弁が行われた後、採決した結果、原案のとおり認定されました。

次に、平成 29 年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,562万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,673万7,000円とし、歳出では高齢者等の対応のため和室用ローチェアの購入や小工事費の増額を除く1,400万円を建物設備整備基金に追加する説明が行われた後、質疑では、基金積立額及び負担金の額の今後についての質問があり、決算の状況により積立額を決定していること、負担金の増額は考えていないことの答弁の後、採決した結果、原案のとおり可決され、第2回定例会は閉会されました。

なお、閉会後、議場において事務局長から火葬炉増設の概要説明が行われ、平成 30 年度に工事を予定していること、増設工事期間中も既存の火葬炉の稼働に問題がないこと、 新火葬炉は効率がよく燃料使用量及び排ガス量の削減が図れることなどの説明が行われま した。

以上で、平成29年第2回秋川流域斎場組合議会定例会の報告を終わります。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、秋川流域斎場組合議会定例会の報告は終わりました。次に、西秋川衛生組合議会議員、宮野亨議員よりご報告願います。宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番(宮野 亨君) 平成 29 年第2回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の 報告をいたします。

去る 10 月 26 日午後 2 時から西秋川衛生組合会議室において、平成 29 年第 2 回西秋川 衛生組合議会定例会が開かれ、町からは、町長、原島議員、澤本議員、私、宮野と原島住 民課長が出席しました。

議長より日の出町議会において西秋川衛生組合議会議員の改選が行われ、田村みさ子議員、濱中映慈議員、縄井貴代子議員の3名が選出されたことが報告され、次に、出席議員は12名で定足数に達していることの説明の後、開会が宣言されました。

議席の指定、会議録署名議員の指名の後、1日の会期が決定いたしました。

次に、諸般の報告では、議長より日の出町議会の3名の議員から9月19日付で辞職願が提出され、同日に許可している旨の報告の後、管理者から提出案件説明及び近況報告がありました。近況報告では、8月に各運営協議会を開催したとの報告が行われ、続いて、平成30年度末の完了を目途に進めている汚泥再生処理センター整備事業工事について定例会終了後に全員協議会を開催し、報告をさせていただきたいとの説明がありました。

次に、通告のあった一般質問では、松本ゆき子議員から、これまでの労災認定件数、休暇の取得状況とごみ掘り起こし作業についての3件の質問が行われ、管理者から、過去の公務災害適用件数は2件で、現在は作業を委託としているが、労働安全衛生法等の法令を遵守し、これまでに労災認定を受けた事例はないこと及び有給休暇取得日数は平均年 15日であること並びにごみの掘り起こし業務は委託事業として周辺環境に配慮しながら実施しており、平成28年度の実績は2,360トンであることの答弁がありました。

次に、平成 28 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についてでは、管理者から 提案理由の説明があり、続いて会計管理者から歳入総額 13 億 6,577 万 5,021 円、歳出総 額 13 億 1,283 万 1,211 円、歳入歳出差引残額 5,294 万 3,810 円であることの内容説明の 後、質疑では、財産に関する調書中の地籍の更正理由、浸出水処理施設の検査業務委託の 内容の質問が行われ、地籍の更正は台帳整備に伴う精査の結果であること、浸出水処理施 設の検査は法律に基づき 3 年に一度実施していることの答弁が行われた後、採決した結果、 原案のとおり認定されました。

次に、平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について及び平成29年度西秋川衛生組合会計補正予算(第1号)については、関連があることから一括議題として管理者から提案理由の説明があり、続いて、事務局長から負担金については、前年度繰越金を追加したことに伴い、3,462万4,000円減額するとの説明があり、補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,149万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億9,339万4,000円とする説明の後、質疑もなく、それぞれ採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、定例会終了後、全員協議会が開かれ、報告事項では(仮称)西秋川衛生組合汚泥 再生処理センター整備工事の進捗状況について、事務局長から掘削に当たり想定外の旧施 設埋設物撤去により進捗状況が4カ月程度おくれている。全体工期では計画どおりとなる が、平成29年度工事の一部が未執行となるため、繰越明許としたいとの説明の後、質疑 もなく、終了しました。

以上で、平成 29 年第 2 回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告を終わります。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、西秋川衛生組合議会定例会等の報告は終わりました。 次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長(河村 文夫君) おはようございます。

本日、平成 29 年第4回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、11月30日に平成29年第1回奥多摩町議会臨時会を招集し、各議案につきましてご審議の上、ご決定をいただき、感謝を申し上げるところでございます。また、臨時会におきましては、議長・副議長を初め、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長並びに各委員の構成が決定をされました。

これまで議長を務められました須崎議員、副議長を務められた原島議員におかれまして は町議会を代表し、国・都への要望や町議会の議事運営にご尽力を賜り、厚く感謝を申し 上げます。今後も引き続き町民の代表としてご尽力をお願い申し上げます。

また、新たに就任されました師岡議長、高橋副議長には、少子高齢化を初めとした現在 町が抱えているさまざまな課題や実情を十分にご賢察いただき、議会と町が車の両輪とな って、その課題の解決に向かっていけるよう、議会の運営、また、町政へのご指導を賜り ますようお願いを申し上げます。

次に、本年 10 月3日に奥多摩日本語学校が開校いたしました。これは平成 27 年3月 31 日をもって閉校となった旧古里中学校を活用するべく、旧古里中学校校舎等活用事業 として公募を行い、決定いたしました株式会社ジェリーフィッシュによる事業であります。

奥多摩日本語学校の概要につきましては、本年3月議会における町議会全員協議会においてもご報告させていただいておりますが、議員の皆様を初め、川井自治会の皆様、その他地域の皆様、各種団体の代表者や警察、消防関係者を含め、多くの方々に地区連絡協議会や地区連絡協議会個別会議におけるご協議等をいただき、開校に至ることができました。皆さんの多大なるご理解とご協力に対しまして厚く感謝を申し上げるところでございます。

奥多摩日本語学校では、第1期生としてベトナムから1名、フィリピンから3名、インドネシアから6名の計10名を迎え入れました。本国の理系大学を優秀な成績で卒業したITスキルを身につけた学生であり、午前は日本語の授業、午後はITエンジニアとしてのスキルの育成、就業が行われております。

今後の奥多摩日本語学校の発展、学生の活躍を期待するとともに、昨年、今年と奥多摩 ふれあいまつりにも出展を行ったほか、既に川井自治会の皆様との交流会が開かれるなど、地域の方々を初めとした町民との交流により町の活性化等につながるものと大きな期待を 寄せております。

次に、11 月3日の文化の日に奥多摩町功労者表彰式を行い、今回の表彰式では自治功労者として議会の同意をいただいた鈴木賢一氏と清水典子氏に自治功労表彰を授与いたしました。その他 43 名、1団体に自治表彰を、5名に文化表彰を、2団体に産業表彰を、2名にスポーツ表彰を授与し、合計52名、3団体を表彰いたしました。

受賞された皆様には、これまでの奥多摩町の振興、公益の増進、文化の向上における功績に対して心から感謝と敬意をあらわすものであります。

また、第5期奥多摩町長期総合計画の重点プロジェクトとして掲げております奥多摩創造プロジェクトでは、定住化対策として町営若者住宅の整備等の住まいの提供を進めておりますが、今、表彰式では町へ土地や建物をご寄附いただいた 15 名、1団体の方々も表彰させていただきました。改めて感謝とお礼を申し上げます。

定住化対策、少子高齢化対策、地域の活性化のために活用を進めておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本年が小河内ダムの竣工から 60 周年を迎えることから、これを記念して 11 月 26 日に「湖底の故郷(ふるさと)を語る」と題した座談会が水と緑のふれあい館を会場

に住民が委員となっております元気なまちづくり委員会の主催で開催されました。

小河内ダム・奥多摩湖は、建設初期における用地買収の問題や水利権をめぐる水利紛争、 太平洋戦争激化による工事の中断等、幾多の困難を経て、当時の小河内村、丹波山村、小 菅村の3村合わせて945世帯の移転のもと、昭和32年に完成し、現在では奥多摩観光の 拠点の一つとなっております。

当時を知る人々が少なくなりつつある中、これまでの歴史を振り返り、後世に引き継ぐことの重要性を改めて認識し、確認されたと考えております。これらのことを今後の町政運営に生かしてまいりたいと思っております。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第 63 号 消防団員用デジタル簡易無線購入契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第 64 号から議案第 66 号までにつきましては、現在執行しております平成 29 年度奥多摩町一般会計及び特別会計の計 3 会計の補正予算案でございます。

次に、議案第 67 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについては、議員からの選任でありました師岡伸公氏が平成 29 年 11 月 30 日をもって辞職されたことから、その後任として木村圭氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

以上、契約案件1件、補正予算案3件、人事案件1件の計5件であります。これらの議案の具体的な内容につきましては、副町長を初め、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても今後の町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、去る10月29日に奥多摩町と神津島村との友好交流協定締結式をとり行い、 両町村長、両町村議長により友好交流協定書へ署名をいたしました。

神津島村とは太平洋戦争末期の昭和 20 年7月に、当時の氷川町、古里村、小河内村に神津島村から集団疎開されたことから始まり、平成 10 年からは夏休みシーズンを利用して小学校高学年を中心とした奥多摩町の子どもたちが神津島村を訪れる洋上セミナーの実施、また、神津島村の子どもたちも奥多摩町を訪れているほか、奥多摩ふれあいまつりにおける神津島村観光協会の出展等、相互の交流が続けられてまいりました。

しかし、終戦から 72 年が経過し、集団疎開が行われた当時の記憶の風化やこれまでの 経緯を知る人も少なくなりつつあり、次世代を担う子どもたちへの橋渡しの意味も含め、 交流の継続並びに友好の絆を深め、両町村がともに発展し、平和であることを願い、友好 交流の協定を締結することといたしました。

当初の予定では、奥多摩ふれあいまつりの舞台において町民皆様の前で記念すべきこの 締結式を行う予定でありましたが、台風の影響による雨により、ふれあいまつりも午後か ら中止となる中、会場を福祉会館に移しての実施となりました。東京都議会議員でありま す田村利光議員や両町村の議員の皆様を初めとしたご出席者のもと、これからの奥多摩町 と神津島村との新たな友好交流のスタートを切ることができました。

これまで築き上げてきた奥多摩町・神津島村相互の交流を礎として、引き続き神津島村との相互理解、相互交流を深め、ともに発展するよう努めてまいりたいと考えております。この神津島村との友好交流に加え、冒頭述べました奥多摩日本語学校の開校による留学生との交流が始まったことにより、町内外、また、海外の皆様との交流機会が増えることになります。これらの交流により、これまで以上に多くの方々に奥多摩町を知っていただき、訪れていただくこと、また、それらの人々と町民との交流は、これからの町の活性化につながるものと考えております。

議員皆様におかれましては、11月30日の臨時会において新たな体制となったところでございますが、新たに就任されました師岡議長、高橋副議長のもとで、引き続き、町政へのご指導、ご協力をお願い申し上げ、平成29年第4回奥多摩町議会定例会の開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第63号 消防団員用デジタル簡易無線購入契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 63 号 消防団員用デジタル簡易無線購入契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が700万円以上となる契約であるため、議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第3条 の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的は、消防団員用デジタル簡易無線購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、447万9,300円でございます。

契約の相手方は、東京都武蔵村山市大南3丁目 50 番地の5、株式会社昭栄通信機、代表取締役・河端亮氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。なお、入札により契約の金額は 700 万円を下回りましたが、予定価格が700 万円以上であったため、冒頭説明しました条例の規定により提案させていただくものでございます。

本請負契約につきましては、去る11月10日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を 結んでおります。本日議決をいただきますと12月13日が本契約となります。

事業概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決 定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 総務課長。

○総務課長(井上 永一君) 議案第 63 号 消防団員用デジタル簡易無線購入につきましてご説明を申し上げます。入札調書の次のページをお開きください。消防団員用デジタル簡易無線購入概要でございます。

件名でございますけれども、消防団員用デジタル簡易無線購入。

納期限は、平成30年2月28日まで。

購入品の概要でございますが、町の火災・災害の特性として、山林火災などで消火活動を行う際には、団本部及び各分団間の連絡調整が必要不可欠なものとなっております。そのため消防団員の活動において装備の充実を図り、団員の安全確保を図ることを目的として簡易無線を配備したいと考えております。

この無線購入は、消防団用整備事業補助金を活用するものですが、これは東日本大震災におきまして多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、地域防災力の充実・強化を図るため、消防団の装備の基準が改正され、消防団員の安全確保のための装備を充実することとなり、消防団の情報収集、共有、発信機能を強化し、他機関との連携の円滑化に資する携帯無線機やトランシーバーなどの双方向の情報伝達が可能な装備を充実するものでございます。

なお、補助対象は消防団員条例定数の3分の1となっていることから、105 台の購入を 予定し、班長以上の団員に貸与したいと考えております。

1 枚おめくりいただきますと、購入する簡易無線のカタログのコピーを添付しております。無線は操作も簡易で高機能であり、さまざまな活動に使用することもできます。附属のバッテリーは約 14 時間使用することができ、あわせて停電に対応するため、乾電池ケ

ースも購入を予定しております。

なお、無線局の免許使用申請費用につきましても今回の購入に含めております。

以上で、議案第 63 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜 りますようお願いいたします。

- ○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。 これよりただいま上程の議案第63号の質疑を行います。4番、清水議員。
- ○4番(清水 明君) 4番、清水でございます。

ちょっと、教えていただきたいんですけども、パンフレットのコピーの最終のところのページの最下段、5ワット出力における通信距離の目安というのがございまして、市街地1キロ、郊外1.5キロ、高速道路上、海岸線と、この中で条件よくて1キロと。奥多摩はかなり地形が複雑なので、大体このくらいの地域だったらば、自治会内とか多分そんなイメージをお持ちだと思いますので、ちょっと教えていただければと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 総務課長。
- ○総務課長(井上 永一君) 清水議員のご質問にお答えいたします。

このカタログの装備の内容ですと1キロというようなことでございますけれども、実はこの簡易無線機、観光産業課のほうで同じ無線機を使用しておりまして、そちらで通信をしたところ、役場と大麦代の駐車場、そこで通信ができたということでございます。ですから、多少山火事等の際に山の中に入ったときの通信については、どこまでできるかという部分は確認はできておりませんけれども、直線でいきますとそこまではカバーできるということでございますので、この無線機に決めさせていただいております。

○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 63 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第6 議案第63号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第63号については原案の

とおり可決されました。

次に、日程第7 議案第64号 平成29年度奥多摩町一般会計補正予算(第5号)、日程第8 議案第65号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第3号)、日程第9 議案第66号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、以上3件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長(加藤 一美君) それでは、議案第 64 号から議案第 66 号までの平成 29 年度 奥多摩町一般会計並びに特別会計等の補正予算計 3 件につきまして提案のご説明を申し上 げます。

初めに、議案第64号 平成29年度奥多摩町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億809万9,000円とするものでございます。

2としまして既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金のうち、国庫負担金は子どものための教育・保育給付費負担金の増により 291 万 6,000 円を追加、国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金並びに 障害者総合支援事業費補助金等の増により 518 万 8,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 1 億 8,958 万 5,000 円に、都支出金のうち、都負担金は子どものための教育・保育給付費 負担金の増に伴い、145 万 8,000 円を追加、都補助金は 32 万 8,000 円を減額し、都支出金の合計を 26 億 1,836 万 7,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は 8,100 万円を追加し、繰入金の合計を 1 億 9,750 万円に、諸収入のうち、雑入は過年度国庫支出金等の増に伴い、207 万 6,000 円を追加し、諸収入の合計を 5 億 846 万 9,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 9,231 万円を追加し、歳入の合計額を 66 億 809 万 9,000 円とするものでございます。

2ページをごらんください。 歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は災害対策用職員住宅改修工事、電子計算機及び周辺機器の 更新委託料、庁用車の購入等の増に伴い、1,127 万 6000 円を追加、戸籍住民基本台帳費 は5万円を追加、統計調査費は2,000円を追加、監査委員費は16万円を追加し、総務費 の合計を 9 億 9,928 万 4,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は若者定住応援補助金、老 人福祉費関連事業、障害者支援事業費等の増に伴い、2,453 万 2,000 円を追加、児童福祉 費は 72 万 8,000 円を追加、国民年金費は 3,000 円を追加し、民生費の合計を 11 億 6,315 万 9,000 円に、衛生費のうち、保健衛生費は 269 万 6,000 円を追加し、衛生費の合計を 5 億 2,338 万 3,000 円に、農林水産業費のうち、農業費は 87 万 6,000 円を追加、林業費は 79 万円を追加、水産業費は 50 万円追加し、農林水産業費の合計を 9 億 9,949 万 1,000 円 に、商工費のうち、観光費は観光施設の修繕費、鳩ノ巣渓谷遊歩道整備設計委託、青目立 不動尊休み処建物修繕工事等の増に伴い、894万9,000円を追加し、商工費の合計額を4 億2,731万5,000円に、土木費のうち、土木管理費は185万円を追加、道路橋梁費は町道 維持補修工事費等の増に伴い、918 万円を追加、住宅費は大丹波(南平)地内住宅用地買 収費、小丹波(宮ノ下)地内若者住宅造成測量設計委託、小丹波(南ノ原)地内若者住宅 実施設計委託等の増に伴い、1,354 万 4,000 円を追加、下水道費は下水道会計への繰出金 の増に伴い、1,750 万1,000 円を追加し、土木費の合計を13 億3,399 万8,000 円に、消 防費は 91 万 9,000 円を減額し、消防費の合計を 2 億 9,100 万 6,000 円に、教育費のうち、 小学校費は 20 万 2,000 円を追加、中学校費は 9 万円を追加、給食費は 9 万 4,000 円を追 加、社会教育費は 35 万 6,000 円を追加、保健体育費は 17 万 8,000 円を追加し、教育費の 合計を 5 億 3,810 万 2,000 円に、予備費は予算調整により 32 万 8,000 円を減額し、予備 費の合計を 1,324 万円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 9,231 万円 を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 66 億 809 万 9,000 円とするものでござ います。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

次に、議案第65号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及 び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正に よるということで、1ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

今回の補正は総務費のうち、利用管理費について財源の組みかえを行うもので、金額に変更はございません。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

次に、議案第66号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につ

いてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,250万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、一般会計繰入金は 1,750 万 1,000 円を追加し、繰入金の合計を 4 億 7,597 万 1,000 円に、諸収入のうち、雑入は 1,000 円を減額し、諸収入の合計を 1,000 円 とするもので、今回の歳入補正額は 1,750 万円を追加し、歳入の合計を 5 億 3,250 万円と するものでございます。

2ページをごらんください。 歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は消費税及び地方消費税の支払い等に伴い、1,657 万 8,000 円を追加し、総務費の合計を1億6,817 万 5,000 円に、事業費のうち下水道事業費は80 万円を追加、浄化槽市町村整備推進事業費は1,000 円を追加し、事業費の合計を5,004 万 1,000 円に、予備費は予算調整により12万1,000 円を追加し、予備費の合計を61万円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1,750万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の5億3,250万円とするものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

以上、議案第64号から議案第66号までの3会計の補正予算の説明を終わります。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開といたします。

午前 10 時 58 分 休憩 午前 11 時 15 分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていた だくようお願いいたします。

初めに、議案第 64 号について、各課長から順次所管の説明を求めます。福祉保健課長。 ○福祉保健課長(清水 信行君) それでは、議案第 64 号 平成 29 年度奥多摩町一般会 計補正予算(第5号)の内容につきましてご説明いたします。

初めに、6ページをお開き願います。歳入でございます。

款 13 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金では、児童福祉費負担金として子どものための教育・保育給付費負担金について、児童数の実績と今後の見込みにより 291 万 6,000 円を追加し、民生費国庫負担金の合計を 1 億 3,503 万 9,000 円とするものです。

○総務課長(井上 永一君) 次に、項の 02 国庫補助金の総務費国庫補助金は 241 万円の増額となります。電子計算開発費で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として住民基本台帳システムの改修に伴う補助が総務省分として補助率 10 分の 10 で 162 万円、福祉システム改修に伴う費用が厚生労働省分として補助率 3 分の 2 で 79 万円交付されるものでございます。

○福祉保健課長(清水 信行君) 目 02 民生費国庫補助金では、節 01 社会福祉費補助金において障害者自立支援給付支払い等システムにおいて制度改正と現行の審査支払い事務の効率化等のためのシステム改修経費について国の算定基準に基づく補助率 2 分の 1 で220 万円を追加、児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援推進費補助金として子ども・子育て支援システムの改修費について補助率 10 分の 10 で 57 万 8,000 円を追加し、民生費国庫補助金において 277 万 8,000 円増の 1,374 万 4,000 円とするものです。

款 14 都支出金、項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金では、節 02 児童福祉費負担金で 国庫負担金と同様に、子どものための教育・保育給付費負担金について 145 万 8,000 円を 追加し、民生費都負担金の合計を 1 億 1,635 万 6,000 円とするものです。

○総務課長(井上 永一君) 6ページをそのままごらんください。次に、項2都補助金の総務費都補助金は予算の増減はございません。内訳ですが、町内の5カ所に予定している防犯カメラの設置に対する補助金として、当初予算で節 06 地域における見守り活動支援事業補助金 150 万円を自治会連合会を事業主体として設置するため、予算計上させていただきましたが、整備について東京都と調整をする中で、自治体が事業主体となり、整備をしたほうが今後維持管理をしていく上でよいというふうに考え、教育長所管の予算となりますが、節 07 通学路防犯設備整備補助事業として新たに 150 万円を計上させていただ

くものでございます。

○福祉保健課長(清水 信行君) 7ページをお開き願います。 目 03 衛生費都補助金では、節 01 保健衛生費補助金において区市町村食育推進活動支援事業費補助金において、交付金額の確定により 32 万 8,000 円を減額し、衛生費都補助金の合計を 2,644 万 8,000円とするものです。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の款 17 繰入金につきましては、項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金が 8,100 万円の増で、これは歳出予算に対する財源不足により財政調整基金を取り崩し、補正後の当該基金の額を 8,500 万円とするものです。

次の款 19 諸収入につきましては、項 05 雑入、目 03 過年度収入が 207 万 6,000 円の増で、内訳としまして説明欄に記載がございます細節 01 過年度国庫支出金が 138 万 7,000 円の増、細節 02 過年度都支出金が 68 万 9,000 円の増で、いずれも実績により平成 28 年度分の障害者医療費負担金として国及び東京都から追加交付されるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長(井上 永一君) 8ページをごらんください。歳出の説明に入らせていただきます。

初めに、款の2総務費、項の1総務管理費でございます。まず、目 01 一般管理費は 300 万円の増額で、災害対策用職員住宅管理費工事請負費でございます。現在、災害対策 用職員住宅は 19 戸ございますが、満室であること、今後も住宅の必要性があることから 町へ寄附をいただいた空家の風呂・トイレなどの改修を実施し、職員住宅として活用しようとするものでございます。整備する場所は氷川 336 番地1、大氷川地内、通称安戸と呼ばれております J R の踏切を渡って右側の道路上部にある住宅でございます。

次の目 08 電子計算費は 694 万円の増額でございます。内訳ですが、電子計算管理費の 27 万 6,000 円の増額は需用費の消耗品費で、住民情報系及び内部情報系のプリンタートナーの購入をするものでございます。

次の電子計算開発費の 666 万 4,000 円の増額は委託料で、電子計算機及び周辺機器更新委託費として、住民票番号カードへのマイナンバー及び旧姓の併記対応による住民基本台帳システム、地方公共団体の情報連携の情報受け渡しの仲介をする施設である中間サーバーへの情報の送付内容の項目が福祉関係の児童手当等により増えたことにより、レイアウト変更に対応するため、システム改修による改修費委託料を計上させていただくものでございます。

次に、目 11 車両費、車両管理費は 133 万 5,000 円の増額でございます。役務費の 11 万

6,000 円の増額は、車検及び庁用車両の新規購入に伴う費用の総額を、使用料及び賃借料の5万円の増額は氷川交差点わきにございますタイムズで整備している貸し出し車両をカーシェア登録をして、ワゴン車などの庁用自動車が不足した際に町で使用するための使用料を、備品購入費の115万円及び公課費の1万9,000円の増額は庁用自動車購入による費用の増額によるものでございます。

9ページをごらんください。防犯対策費、防犯施設整備費は1,000円の増額でございます。歳入でもご説明申し上げましたが、町内の5カ所に予定している防犯カメラの設置について、当初予算では自治会連合会を事業主体として設置するため、補助金として予算計上させていただきましたが、今後の維持管理等を勘案し、自治体が事業主体となり、整備をするということから、負担金補助及び交付金として計上しておりました300万円を皆減し、需用費の光熱水費で電気料として1万7,000円を、使用料及び賃借料で防犯カメラ添架使用料として1万4,000円を、工事請負費で防犯カメラ設置工事費として300万円をそれぞれ計上させていただくものでございます。

- ○住民課長(原島 滋隆君) 次の項 03 戸籍住民基本台帳費 5 万円の増額は、人件費の 所要額の調整によるものです。
- ○総務課長(井上 永一君) 次に、項の5、統計調査費の基幹統計費、住宅・土地統計 調査費の2,000円の増額は、報酬で統計調査指導員報酬が額の改定により増額となるもの でございます。
- ○議会事務局長(澤本 恒男君) 次に 10 ページをお願いいたします。項 06 監査委員費です。職員手当等人件費の調整と備品購入費では新たに必要となりました監査委員公印代として、合わせて 16 万円の補正額となります。

以上で、総務費を終わります。

○福祉保健課長(清水 信行君) 款 03 民生費、項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費です。01 社会福祉総務費では、人件費の調整により、職員手当等及び旅費において説明欄記載の金額をそれぞれ増額し、合わせて 32 万円を追加、次の 07 社会福祉協議会補助事業費では、平成 28 年度の地域福祉推進包括補助事業補助金の額の確定により償還金利子及び割引料において 54 万 7,000 円を追加、次の 16 少子化・定住化対策費では需用費において管理用消耗品等の購入のため 2 万円を追加、19 負担金・補助及び交付金において若者定住応援補助金の実績見込みにより 400 万円を追加し、11 ページをお開き願います。18 臨時福祉給付金事業費では、平成 28 年度の臨時福祉給付金事業において額の確定により、償還金利子及び割引料において 104 万 8,000 円を追加、社会福祉総務費全体では 593

万5,000円を追加し、社会福祉総務費の合計を2億5,258万9,000円とするものです。

目 02 老人福祉費では、01 高齢者福祉地域支援事業費において、平成 28 年度高齢社会 対策包括補助事業補助金の交付額の確定により、償還金利子及び割引料において 18 万 1,000 円を追加、03 高齢者見守り相談事業費では、設置者の増加に伴い、18 備品購入費 において緊急通報装置等の購入費として 47 万 3,000 円を増額、償還金・利子及び割引料 において合わせて 64 万 7,000 円を追加、次の 04 高齢者緊急通報システム事業費から 12 ページ中段、10 高齢者外出支援サービス事業費まで、平成 28 年高齢社会対策包括補助事 業補助金の交付額の確定により、償還金利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金 額を追加し、次の 14、福祉モノレール等整備事業費では、平成 28 年度地域福祉推進区市 町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、同じく償還金・利子及び割引料において 16 万 5,000 円を追加、次の 16 介護予防ケアマネジメント事業費では、地域包括支援セン ターで作成している予防ケアプランの請求に係る伝送システムの更新に必要な登録証読み 取り機器購入のため、備品購入費において1万 4,000 円を追加、20 生計困難者介護サー ビス利用者負担軽減事業費では、平成 28 年度の補助金の額の確定により償還金・利子及 び割引料において 11 万 3,000 円を追加、次の 21 介護保険事業費では、職員人件費の調整 により 50 万円を追加し、老人福祉費全体では 302 万 6,000 円を追加し、老人福祉費の合 計を3億 7,599 万 1,000 円とするものです。

目 03 心身障害者福祉費では、13 ページをお開きいただきまして、01 心身障害者福祉及び 06 重度身体障害者 (児) 住宅設備改善等事業費において平成 28 年度障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加し、08 障害者総合支援事業費では、歳入でもご説明いたしました障害者自立支援給付支払等システム改修のため、委託料において 610 万 6,000 円を追加し、償還金利子及び割引料では平成 28 年度の交付額の確定により、それぞれ国庫負担金、都負担金及び都補助金において説明欄記載の金額を返還するため、合わせて 702 万 3,000 円を追加、10 障害者地域生活支援事業費から 16 在宅障害者自立生活サポート事業費まで、平成 28 年度障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加し、心身障害者福祉費全体では 1,336 万 7,000 円を追加し、心身障害者福祉費の合計を 1 億 8,123 万 2,000 円とするものです。

目 04 福祉会館費では、需用費において福祉会館集会室の業務用放送機器の修繕のため 220 万 4,000 円を追加し、福祉会館費の合計を 1,462 万 8,000 円とするものです。 14 ページをごらんください。項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費では、01 児童福祉総務費において人件費の調整により 50 万円を追加、04 ひとり親家庭医療費助成事業費では、扶助費において社会保険加入者の医療費の増加見込みにより 10 万 8,000 円を追加し、児童福祉総務費全体で 60 万 8,000 円を追加し、児童福祉総務費の合計を 3,115 万 6,000 円とするものです。

目 02 児童措置費では、保育所措置費において国・都の負担金補助金の増額により一般 財源から特定財源に組みかえを行うもので、予算の増減はございません。

目 04 子ども家庭支援センター事業費では、01 子ども家庭支援センター事業費で職員人件費の調整により 20 万円を追加、02 ファミリーサポートセンター事業費では、当初予算で計上しておりました特別協力会員に係る保険料について利用実績がないからことから見直し、不用額として8万円を減額するもので、子ども家庭支援センター事業費全体では12 万円を追加し、子ども家庭支援センター事業費の合計を3,912 万2,000 円とするものです。

○住民課長(原島 滋隆君) 次のページ 15 ページをお開きください。項 03 国民年金費 3,000 円の増額は、旅費の所要額の調整によるものです。

以上で、款03民生費を終わります。

○福祉保健課長(清水 信行君) 款 04 衛生費でございます。項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費では、01 保健衛生総務費において職員手当等で人件費の調整により 30 万円を追加、委託料では、難病医療相談員委託料で、最低賃金の改定により以降の上昇分1万8,000円を追加、償還金・利子及び割引料では、平成 28 年度医療保険政策包括補助事業補助金の交付額の確定による過年度返還金として 19 万9,000円を追加し、05 休日急病診療事業費では、奥多摩病院に委託している休日・準夜診療において休日1日分の追加により10万4,000円を増額し、保健衛生総務費全体で62万1,000円を追加し、保健衛生総務費の合計を8,294万1,000円とするものです。

目 02 予防費では、16 ページをごらんください。01 健康づくり推進事業費から 11 健康相談事業費まで、平成 28 年度医療保険政策包括補助事業補助金の交付額の確定により、償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加し、12 食育推進事業費では歳入でもご説明いたしましたが、東京都保健衛生費補助金の減額により、特定財源を減額し、一般財源を増額する財源組みかえを行うもので、予算の増減はございません。

次の13生活習慣病等予防事業費から15心の健康対策事業費までは、平成28年度医療保険政策包括補助事業補助金の交付額の確定により、償還金・利子及び割引料においてそ

れぞれ説明欄記載の金額を追加するもので、予防費全体では 189 万 8,000 円を追加し、予 防費の合計を 4,419 万 4,000 円とするものです。

03 母子保健事業費では、17 ページをお開きいただきまして、02 妊婦健康診査事業費では、当初見込みの里帰り出産予定妊婦の増加に伴い、負担金補助及び交付金において半年分の健診費用として3万7,000 円を追加、085歳児健康診査事業費では、平成28 年度医療保険政策包括補助事業補助金の交付額の確定により、17 未熟児養育医療事業費においては平成28 年度国庫負担金及び都負担金の額の確定により、償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加し、母子保健事業費全体で17万7,000円を追加し、母子保健事業費の合計を507万1,000円とするものです。

○観光産業課長(天野 成浩君) 次に、款 06 農林水産業費、項 01 農業費、目 01 農業 推進協議会費 20 万円の増額は、節 03 職員手当等の人件費の調整によるものです。

○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、目 02 農業総務費、03 簡易給水施設管理費の 67 万 6,000 円の増額につきましては、11 需用費の 100 万円の増額は、主に栃寄地内の簡易給水施設の排水管の老朽化により漏水の修繕として増額するもので、13 委託料では、説明欄記載の栃寄簡易給水施設の維持管理については、ろ過器の新設に伴い、既存の機器整備の維持管理が不要となったため、32 万 4,00 円を減額するものでございます。

次に 18 ページをお願いします。款 06 農林水産業費、項 02 林業総務費、目 01 林業総務費の 20 万円の増額につきましては、03 職員手当等説明欄記載の人件費の調整によるものでございます。

○観光産業課長(天野 成浩君) 次に、目 03 森林費 59 万円の増額は、内訳として、02 多摩の森林再生事業費では、金額の変更はなく、科目内の予算の組みかえによるもので、節 03 職員手当等の人件費を 50 万円増額、節 07 賃金を 50 万円減額、節 11 需用費では消耗品費を 20 万円増額、修繕費を 20 万円減額組みかえを行うものです。

次の 04 水の浸透を高める枝打ち事業は、金額の変更はなく、科目内の予算の組みかえによるもので、節 03 職員手当等の人件費を 10 万円増額、節 07 賃金を 10 万円減額するものです。

次の 05 森林セラピー事業費 9 万円の増額は、森林セラピーステーションの案内看板 3 台を交換・修繕するものでございます。

次の 06 木質バイオマス推進事業費 50 万円の増額は、節 11 需用費で木材運搬用クレーン付きトラックの動力装置の修理のための修繕費を見込むものです。

次に、19ページをお開きください。項03水産業費、目01水産業総務費50万円の増額

は、節03職員手当等の人件費の調整によるものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費、項 02 観光費、目 02 観光施設費 894 万 9,000 円の増額は、内訳として、01 観光施設維持管理費 394 万 9,000 円の増額で、節 11 需用費で 358 万 2,000 円の増額は説明欄記載の消耗品費 17 万円の増額と修繕費 341 万 2,000 円の増額は、もえぎの湯バイオマスボイラーの鉄火格子及び耐火れんが等の燃焼部材の破損により修繕費 291 万 2,000 円の計上と、その他冬期凍結防止用の施設修繕費を 50 万円見込むものです。

次の節 13 委託料 36 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の観光施設維持委託、20 万円の増額は、丹縄亭の枯れ木等の危険木の伐採費用を見込み、もえぎの湯温泉成分分析調査委託 16 万 7,000 円は、温泉法改正に伴い、温泉成分の定期的な分析と結果に伴う掲示内容の更新が義務づけられていることから、分析調査委託を計上するものです。

次に、02 観光施設整備事業費 500 万円の増額は、節 13 委託料 200 万円で説明欄記載の 鳩ノ巣渓谷遊歩道整備設計委託を計上するもので、双竜の滝周辺の遊歩道に落石が生じて いることがことから、落石防護等の設計委託を見込み、工事方法の検討を行うものです。

次の節 15 工事請負費 300 万円の増額は、説明欄記載の青目立不動尊休み処改修工事を 計上するもので、本年第3回定例議会において指定管理者の指定を決定いただきました施 設で町が指定管理者に貸し出す上で支障箇所である給湯器、畳、トイレ、窓、建具等の修 繕費を見込むものです。

以上で、款07商工費の説明を終わります。

○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、19ページから20ページにかけてお願いいたします。款08 土木費、項01 土木管理費、目01 土木総務費185万円の増額につきましては、次の20ページの01 土木総務費の85万円の増額は、03職員手当等の説明欄の人件費の調整により30万円を増額するもので、次に19負担金・補助及び交付金の55万円の増額は、説明欄記載の急傾斜地崩壊防止事業で原地区の協定額の確定により35万円を増額とし、丹三郎地区の新規協定により20万円を増額するものでございます。

次に、03 登記事務 100 万円の増額につきましては、13 委託料で説明欄記載の敷民の解消に伴う未登記路線測量委託料として 50 万円を増額し、住宅整備に伴う住宅用地測量委託料を 50 万円増額するものでございます。

次に、款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費 1,100 万円の増額につきましては、01 道路維持費の 13 委託料で主に棚沢地内の坂下の生活道として利用している主線及びその他路線における支障木の伐採費として 100 万円を増額し、次の 15 工事請負費、

町道維持補修工事の1,000万円の増額につきましては、主に川野地内の麦山峰線の危険箇所の道路整備と各自治会及びPTAの要望等で至急対応しなければならない路線の安全確保のために道路構造物等の維持補修工事として早期改善を図るため増額するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費 182 万円の減額につきましては、町単独道路新設改良費の 13 委託料で説明欄記載のその他物件調査委託については、物件調査対象の額の確定によ 5 200 万円減額するもので、次に、22 補償・補てん及び賠償金の増額は新たに計上する もので、大丹波地内、町道入屋ケ谷中央線の物件補償費として 15 万円を増額し、次の 21 ページの大丹波地内町道南平熊沢線の物件補償費を 3 万円増額するものでございます。

次に、款 08 土木費、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費の 51 万 4,000 円の増額につきましては、11 需用費 50 万円の増額は、主に栃久保除ケ野住宅の雨どいが老朽化により、不具合が生じたため、一般修繕費として増額を見込むものでございます。

次に、役務費1万4,000円の増額は、町営若者住宅の増設に伴い、火災保険料等を増額 するものでございます。

次に、目 02 住宅建設費 1,303 万円の増額につきましては、01 住宅建設事業費の 17 公有財産購入費 603 万円の増額は、定住促進等を初め、町の土地利用を方針に従って有効活用できることから、大丹波地内(南平)の住宅用地を利用するもので、家屋は既に町へ寄附済みの物件であり、土地の取得が必要になることから、敷地面積の宅地 243.72 平方メートルとそのほか 1,439 平方メートルを購入するものでございます。

次に、02 小丹波地内若者住宅建設事業費 400 万円の増額につきましては、13 委託料の説明欄記載で今後計画を予定しています 2 カ所の若者住宅建設に伴い、小丹波(宮ノ下)地内の地質調査及び造成設計の委託業務を 350 万円増額するもので、次の小丹波(南ノ原)地内については、実施設計委託として 50 万円を増額するものでございます。

次の 04 氷川地内若者住宅建設事業費 300 万円の増額につきましては、13 委託料の説明 欄記載で今後計画を予定しています南氷川地内若者住宅の造成測量設計委託業務を増額す るものでございます。

次に、22 ページをお願いいたします。款 08 土木費、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費、01 下水道事業特別会計繰出事業費 1,750 万 1,000 円の増額は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

内容につきましては、下水道事業特別会計の補正予算でご説明を申し上げます。 以上で、土木費の説明を終わります。 ○総務課長(井上 永一君) 次に、款の9消防費、項の1消防費でございます。目 01 常備消防費は119万1,000円の減額で、常備消防である消防署の消防事務委託費負担金の 負担額確定による不用額でございます。

目 02 非常備消防費、消防団費の 20 万円の増額は、去る 9 月 23 日に開催された第 31 回 西多摩地区消防大会小型動力ポンプの部で優勝いたしました第 1 分団の優勝報告会に対する補助金として計上させていただきました。

目 03 消防施設費、消防施設維持管理費は 7 万 2,000 円の増額ですが、需用費の修繕費が消防団詰所のシャッターの修繕により 7 万円、役務費が第 3 分団海沢詰所新築に伴う建物災害共済保険料として 2,000 円増額させていただくものでございます。

消防費は以上でございます。

○教育課長(原島 政行君) 次の23ページからは教育費でございます。

款の10教育費、項02小学校費、目02教育振興費20万2,000円の増は、内訳として小学校教育振興費で節13委託料5万6,000円の減は、小学校の鑑賞教室が終了したことによる不用額でございます。

次の準要保護等児童就学援助事業費 12 万 2,000 円の増は、経済的な理由によってお子さんの就学費が困難なご家庭に対して、学用品費など学校でかかる費用の一部を援助する就学援助費を増額するもので、これは今年 6 月の第 2 回議会定例会において大澤議員より一般質問をいただきました就学援助費のうちの新入学児童・生徒用品費を入学前に支給するためのものでございます。この援助費の支給については、今年 11 月に行われた新入学児童に対する就学時検診においてお知らせと申請書を配布し、援助を希望される方は平成30 年 1 月 19 日までに申請をいただくことになっております。申請のあった方に対しては、民生・児童委員、学校長などで構成された就学援助費支給対象者審査会において審査し、援助の決定をいたします。なお、小学生の支給金額については、1人4万600円で、この額は国の基準に準じているものでございます。

次の準要保護児童給食費補助事業費 13 万 6,000 円の増は、就学援助費のうちの学校給食費負担分でありまして、援助対象児童の増加により 3 人分を増額するものであります。 なお、保護者が負担する学校給食費については、就学援助費より支給するため、少子化定住化対策事業費からは支出しないものとなっております。

次に、項 03 中学校費、目 02 教育振興費 9 万円の増は、内訳として、中学校教育振興費 で節 13 委託料 10 万円の減は、小学校鑑賞教室同様に、中学校においても鑑賞教室が終了 したことによる不用額でございます。 次の準要保護等生徒就学援助事業費 19 万円の増は、先ほど小学校費で説明したものと同じように、新たに中学校へ入学するお子さんに対して新入学児童・生徒用品費を入学前に支給するためのものでございます。なお、中学生の支給金額については1人4万 7,400円で、この額も国の基準額に準じているものでございます。

次に、23 ページの下段から 24 ページにかけた項 04 給食費、目 01 給食管理費 9 万 4,000 円の増は、主に破損した食器を補充するために増額するものでございます。

次に24ページの項05社会教育費、目01社会教育総務費38万9,000円の増は、福祉会館集会室に設置してあるグランドピアノの運搬用台車が壊れたことにより新しいものを購入したいためでございます。

次に、目 05 図書館費 3 万 3,000 円の減は、内訳として、節 13 委託料 26 万 6,000 円の増、節 14 使用料及び賃借料 29 万 9,000 円の減は、古里図書館、氷川図書館及び移動図書館の電算システムの保守と機器使用契約が期間満了となったことにより、新たに更新したことによるものでございます。この図書館サービスは、本の貸し出し、返却、予約管理、書誌所蔵管理、蔵書点検や他市町村図書館の蔵書検索など、さまざまな業務ができるものであり、5年契約の1年目としてサービスを充実させ、費用は減額できたものでございます。

次に、項 06 保健体育費、目 02 体育施設費 17 万 8,000 円の増は、川井スポーツコミュニティ施設照明設備において、グラウンド水銀灯 8 個と体育館ハロゲンランプ等 6 個が切れたことにより交換修繕を増額するものでございます。

教育費につきましては以上でございます。

次に、款 14 予備費の 32 万 8,000 円の減額は、予算調整によるものでございます。

○総務課長(井上 永一君) 最後に、給与費についてご説明させていただきます。26 ページ、給与費明細書をごらんください。

26 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。 給与費報酬の欄、その他の 2,000 円の増額は、住宅土地統計調査費指導員報酬の増額によ るものでございます。

27 ページをごらんください。一般職でございます。上から3行目、比較の欄でございますが、給与費の職員手当は380万円の増額でございます。職員手当の内訳で記載のとおり、超過勤務手当が各科目でご説明いたしましたように増額するものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第64号 平成29年度一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。

- ○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第64号の説明は終わりました。 次に、議案第65号についての説明を求めます。観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) それでは、議案第65号 平成29年度奥多摩町都民の 森管理運営事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明させていただきます。

今回の補正は歳出のみの説明となります。3ページをお開きください。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01 一般管理費 40 万円の増額は、節 03 職員手当等 超過勤務手当の人件費の調整によるものです。

恐れ入りますが、職員手当等の内容は4ページの給与明細書に記載しておりますが、ただいまご説明いたしました内容と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、目 02、01 事業費 40 万円の減額は、人件費の調整による事業費内の予算の組みかえを行うもので、内訳では節 11 需用費 250 万 1,000 円の増額は、説明欄記載の消耗品 61 万円の増額で、凍結防止剤等の費用を見込み、印刷製本費 9 万 1,000 円の増額は、体験の森イベント案内パンフレットの印刷費用を見込み、光熱水費 20 万円の減額は、電気料の精査によるもの、修繕費 200 万円の増額は、どんぐり広場ハウス排水配管修繕、収穫広場手洗い所凍結防止用水抜き栓などの修繕費とその他冬期緊急修繕費を見込むものでございます。

次の節 12 役務費 12 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の通信運搬費等で、Wi-Fi (ワイファイ)接続手数料と消火器詰めかえ料を見込むものです。火災保険料等では冬期 イベントの保険料を見込むものです。

次の節 13 委託料 288 万円の減額は、台風等天候不良により体験教室中止に伴う指導委託及び冬期の体験教室委託料を精査し、200 万円を減額、森林保全交流会事業委託は2回のうち1回の実施となったことから事業委託費88万円を減額するものです。

次の節 14 使用料及び賃借料 14 万 5,000 円の減額は、電話機リース料で、再リースとしたことから減額するものです。

次の節 16 原材料費は金額の変更はなく、説明欄記載のイベント用原材料と森林整備用原材料の組みかえを行うものです。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。

- ○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第65号の説明は終わりました。 次に、議案第66号についての説明を求めます。地域整備課長。
- ○地域整備課長(須崎 政博君) それでは、議案第66号 平成29年度奥多摩町下水道 事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。5ページをお願いい

たします。

款 03 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 1,750 万 1,000 円の増額につきましては、01 下水道事業繰入金として小河内処理区で 2 万 7,000 円を増額し、奥多摩処理区で 22 万 2,000 円を減額とし、次の 02 浄化槽市町村整備推進事業繰入金で 1,000円の増額となるもので、いずれも財源調整によるものでございます。

その他一般会計繰入金の 1,769 万 5,000 円の増額につきましては、今年度から発生する 消費税が主な増額の要因となるものでございますが、詳細につきましては歳出でご説明さ せていただきます。

次の款 05 諸収入、項 02 雑入、目 01 消費税還付金 1,000 円の減額につきましては、下 水道事業が平成 27 年度で完了したことにより皆減となるものでございます。これも詳細 については関連がありますので、歳出で説明させていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出になります。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費 1,622 万 2,000 円の増額につきましては、23 償還金・利子及び割引料は説明欄記載の過年度消費税納付金が皆減となったため 1,000 円減額するものでございます。

次に、27 公課費の 1,622 万 3,000 円の増額は、平成 28 年度決算に基づく消費税及び地 方消費税の確定申告により納付額が発生したため、新たに計上させていただくものでござ います。

次に、目 02 維持管理費 35 万 6,000 円の増額につきましては、01 小河内処理区の 11 需用費で国道の改修工事に伴うマンホール蓋のかさ高調整及び管渠等の修繕により 110 万円を増額するもので、次の 02 奥多摩処理区の 11 需用費では、処理区内に点在するマンホールポンプ及びグラインダーポンプの数カ所の修繕として 50 万円を増額するもので、次の 13 委託料で東京都水道局に委託しています下水道使用料徴収事務費の額が確定したことにより、124 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、6ページから7ページにかけてお願いいたします。款02事業費、項01下水道事業費、目02下水道事業費80万円の増額につきましては、01小河内処理区で40万円の税額が03職員手当で説明欄記載の超過勤務手当等の人件費の調整により増額するものでございます。

次に、02 奥多摩処理区の 40 万の増額につきましても同様に増額するものでございます。 次に、7ページの 13 委託料、全体では補正の増減額はございませんが、説明欄記載で 下水道管渠設計業務委託については、業務内容の精査により不要となったため、50 万円 を皆減し、下水道台帳整備委託につきましては、追加の整備が必要となったため、新たに 計上するものでございます。

次に、款 02 事業費、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 02 浄化槽市町村整備推進事業費 1,000 円の増額は、12 役務費の説明欄記載の使用水量確認手数料の額の確定によるものでございます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 12 万 1,000 円の増額につきましては、 歳入歳出予算額の調整により計上したものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。主に職員の超過勤務 手当によるもので、補正予算前後の比較で、給与費欄の職員手当は80万円の増額で、内 訳につきましては下表をごらんください。右から3列目の超過勤務手当の増額となります ので、上段の総括で給与費合計が80万円の増額となるものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第66号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第 64 号の質疑から行います。質疑をお願いいたします。2番、大澤議員。 ○2番(大澤由香里君) 2番、大澤です。

6ページの通学路防犯カメラを5カ所設置予定ということでしたが、場所がわかりましたら教えてください。

- ○議長(師岡 伸公君) 総務課長。
- ○総務課長(井上 永一君) 2番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

当初予算の際にも町内5カ所ということでご説明いたしましたけれども、予定といたしましては川井の大正橋、古里交差点、氷川交差点、日原街道の入り口、それと峰谷橋の周辺ということで5カ所を予定しているところでございます。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑ありませんか。7番、宮野議員。
- ○7番(宮野 亨君) 7番、宮野でございます。

14 ページ、民生費の中の福祉会館のところの修繕費で、マイク等の修繕だと思うんですが、これは全部入れかわったのですか、これから入れかえるのですか。また、そのマイク等はいつごろから使用できるのか、そこの点と、もう一点伺います。19 ページの商工費、01 の観光施設維持管理費のところの修繕費のところで、これどのくらい機械が傷んだのか。それによってどのくらい稼働しなかったのかとか、お休みしていたのかについてお伺いしたいんですが、よろしくお願いいたします。

- ○議長(師岡 伸公君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(清水 信行君) それでは、7番、宮野議員の最初の質問でございます。 福祉会館費の修繕費で、福祉会館集会室のマイク等の修繕ということで予算計上させて いただきました。この補正予算が可決していただきました後に契約等を行いまして、修繕 を実施する予定でございます。実は、今月 23 日にふれあいサポートセンターのお見合い 事業がございますので、それに何とか間に合わせたいなというふうに考えております。

この修繕につきましては、以前も機械の修繕をやったんですが、なかなかすべてを取りかえることができなくて、年度替わりといいますか、その都度ということでご迷惑をおかけしております。これをもちまして改善されるという見込みでございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) 7番、宮野議員の2点目の質問にお答えいたします。 もえぎの湯の木質ボイラー、チップボイラーの関係ですけれども、こちらにつきまして は稼働状況ですけれども、本年6月から8月の3カ月間ということで236立方メートルを 稼働しております。この中で鉄の火格子と主に耐火れんがの部分が損傷したということで ございますので、ご理解をお願いいたします。
- ○議長(師岡 伸公君) 8番、高橋議員。
- ○8番(高橋 邦男君) 8番、高橋です。2件お願いします。

1件目は8ページですが、車両費の車両管理費、庁用車の購入ということで115万円。 もっと詳しく車について、車種だとか、あと使用目的というか、所属する課とかいろいろ あると思うんで、それを1つお願いしたいと思います。

それからもう一件は 20 ページです。道路維持費の工事請負費、町道の維持補修工事増 ということで、川野地区、それから自治会とかPTAの要望で危険箇所というお話があり ました。自治会、PTAの要望の危険箇所、具体的にどこかというのを教えていただけれ ばありがたいです。お願いします。

- ○議長(師岡 伸公君) 総務課長。
- ○総務課長(井上 永一君) 8番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

庁用車両の備品購入費の庁用車でございますけども、購入する車が福祉保健課の軽自動車アルトでございます。当初は平成30年度で買いかえを予定しておりましたけれども、かなり故障等が激しく、修理に出してもなかなか改善できないということがございまして、少し前倒しになりますけども、購入するものでございます。

- ○議長(師岡 伸公君) 地域整備課長。
- ○地域整備課長(須崎 政博君) 8番、高橋議員のご質問にお答えします。

道路維持費につきましては年間 100 件以上からの道路維持補修工事を行っている状況でございます。昨年につきましては、実績としまして 84 件の維持補修工事を行っております。また、自治会及びPTAからの要望がございまして、小規模なもの、大規模なものがございまして、どこだという場所については特定はちょっとあれなんですけど、一応町が管理している路線につきましては 334 路線ありまして、その中で順次危険度を勘案して計画的に実施している予定でございます。特に今回の補正につきましては、麦山線、馬頭館付近から慰霊塔がございますけれども、あちらの道路が非常に洗掘されたり路面状況悪いんで、総体的にその付近を整備するようなことで補正させていただきました。あとは今100 件近くの要望の中から順次計画的に各地域の道路整備を実施してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

- ○議長(師岡 伸公君) 4番、清水議員。
- ○4番(清水 明君) 4番、清水ございます。

ページは19ページでございます。商工費の観光費の中で、観光施設整備事業費の13委託と15 工事なんですけども、鳩ノ巣渓谷遊歩道の整備設計委託ということで、この辺大まかにどの辺を想定されているのかというのと、大体の距離、もし想定される距離があればその辺教えていただきたいのと、あと青目立不動尊の休み処の改修工事なんですけども、前の指定管理受けていた方のときに総務文教委員会でも現地のほうに行っているんですけども、電気関係がちょっと設備的に電気設備の使えるパワーが小さいのと、あとガスが十分に火力がとれないというようなお話があって、今回その辺は改善されるのかどうか、新しい指定管理の方になったときにその辺がちょっと気になるもんですから、教えてください。お願いします。

- ○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) 4番、清水議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の鳩ノ巣渓谷遊歩道の関係ですけれども、こちらは木古里カフェから旧鳩和 在に抜ける遊歩道になります。そちらの部分の中間地点に橋があります。ちょうど双竜の 滝の上ですけれども、そこの部分の橋から先ですけど、10 メートルぐらいの間、こちら が落石が生じているということで現在通行止めにもなっております。

もう一件、青目立不動尊の関係ですけれども、電気関係と火力の関係ですけど、今回は この部分の工事費は組んでおりません。先ほど申しましたトイレですとか、あとは給湯器、 畳、窓、建具等が主な内容となっております。

以上でございます。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。5番、小峰議員。
- ○5番(小峰 陽一君) 小峰です。

8ページの災害対策用職員住宅大氷川第3の改修工事のもうちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 総務課長。
- ○総務課長(井上 永一君) 5番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

災害対策住宅大氷川第3でございますけれども、まず場所が先ほど大まかにご説明しましたけれども、氷川の踏切を上り、右側に行って、終点のところに車の回転場所があると思うんですけども、そこの上部にございます。旧後藤さんがいらっしゃった住宅です。そこの部分で、当初若者定住化対策室のほうに空家の寄附ということで寄附がございましたけれども、なるべく災害対策住宅も今満室で、今後も必要になるということで、若者定住化のほうとも相談いたしまして、いずれにしても職員が来るということは定住化にもつながるということもございますので、そんな観点から、役場にも比較的近いということで職員住宅で譲り受けて、私どものほうで整備をしてということでございます。今ここが4K、6畳2間、8畳2間等なんですけども、今回改修いたしますのは、今、下水道は公共桝まではついておりますけど、接続がされておりませんので、その部分ですとか、お風呂のボイラーの関係ですとか、若干中の傷んでいる部分もあわせて改修したいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(師岡 伸公君) 3番、澤本議員。
- ○3番(澤本 幹男君) 3番、澤本です。

8ページの電子計算機の開発なんですけど、国・都の補助が 241 万で一般財源に 425 万 4,000 円、合計 660 万円の非常に大きい金額なんですけども、こういう金額が例えば少し 安く努力するというか、業者の言うなりになっているわけではないと思うんですけど、工事だと入札したりというわけなんですけど、電算機関係というのはこれからも非常にかかるだろうし、もっと大きい金額で急に払えと言われても非常に難しい問題があって、中には何年後かにもっとかかる場合も出ているんで、今回はマイナンバーだとか、住民票とか、レイアウトの変更というのはしようがないと思うんですけど、そこら辺ちょっとお話し聞かせていただければと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 総務課長。
- ○総務課長(井上 永一君) 3番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

確かに電子計算開発費という部分で目に見えなくて、業者のほうで見積もりが来て、それに対応ということなんですけども、今こういう住民関係ですとか、マイナンバー関係につきましては、私ども西多摩地区の4町村で電算を改修していく部分ですとか、そういう中で交流をして、月に1回、その中で検討会ということでやっております。当然こういう形で金額出てきますけども、その中にもコンサルタントを入れまして、やはり職員だけですとなかなか目に見えない部分があるということで、専門のコンサルタントを入れて対応しているところでございます。そのコンサルタントのほうに私どものほうから、こういう部分がとかいろいろな意見交換をいたしまして、そちらからその業者にもこういう部分がどうだとか、私どものほうで細かい部分が把握できない部分についてもコンサルタントのほうでそこら辺チェックしていただいて、やっているということでございます。今後もそういう部分ではそういうコンサルタントと西多摩の4町村で意見交換といいますか、そういう部分を組みながら対応してまいりたいというふうに思っております。

また、このマイナンバー関係それぞれ 10 分の 10 の補助とかそういう部分がありますけれども、すべての 10 分の 10 ではなくて、補助基本額という部分があって、この部分についてはということで、ちょっとそれ以外に若干整備する必要はそれぞれの自治体でも、その電算の関係でございまして、そういう部分はやはり若干の持ち出しも出てくるということで歳入と歳出バランスがとれてないという部分もございます。

以上でございます。

- ○議長(師岡 伸公君) 1番、木村議員。
- ○1番(木村 圭君) 1番、木村です。

21 ページの下段になりますけど、南氷川地区の若者住宅造成測量設計委託とありますけれども、具体的にどこになるんでしょうか。

○議長(師岡 伸公君) 地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) 1番、木村議員のご質問にお答えします。

この氷川地内の場所につきましては、原新さんから上がっていただきますと、今、林務 出張所の事務所がございます。その上部に空地がございますので、そこの用地を購入する 予定でございます。そして将来的には若者定住対策の建設をする計画でございます。 以上です。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はございませんか。7番、宮野議員。
- ○7番(宮野 亨君) 7番、宮野でございます。

もう一点、済みません。11 ページの高齢者見守り相談事業費、見守りシステム機器増で47万3,000円かな。この機械自体がそちらに設置して、それがある程度期間がたって、そこの家では使わないといったときに使い回しという言い方はおかしいんですけども、そういう使い回しができるものなのかどうかだけ1点聞かせてください。

- ○議長(師岡 伸公君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(清水 信行君) 7番、宮野議員のご質問にお答え申し上げます。

見守りシステムにつきましては、ご承知のとおり、家の中に3カ所の生活リズムセンサーというものを取りつけまして、それの反応によって、反応しない場合にはセンターのほうに通報行くというものでございます。今お話がございましたように、例えば老人ホームに入所されるとか、お亡くなりになってしまったということで、その家が全くの不在になった場合には撤去いたしまして保管をしておくということで、新たに希望のあったご家庭には当然その分を使い回しをしております。

ただ、耐用年数というのがございまして、この事業が平成 23 年から始まっておりまして、既に6年目でございますので、物によっては、要するに不具合が生じているということがございますので、そういうこともありまして増をさせていただいたということでございます。よろしくお願いします。

○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号の質疑を終結します。

次に、議案第65号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。 以上で、議案第65号の質疑を終結します。 次に、議案第66号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第66号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第64号から議案第66号までについて討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君)ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第64号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 64 号については原案の とおり可決されました。

次に、日程第8 議案第65号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 65 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第66号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 66 号については原案の とおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 67 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて を議題とします。

ここで審査の対象となる1番、木村圭議員には審議が終了するまで退席を求めます。 これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長(井上 永一君) 議案第 67 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会のご同意を求めるものでございます。

住所、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1479 番地。氏名、木村圭。生年月日、昭和 27 年 3 月 19 日生まれでございます。

提案理由でございますが、議員のうちから選任した監査委員、師岡伸公氏は、平成 29 年 11 月 30 日をもってその職を辞職されましたので、その後任として木村圭氏を選任しようとするものでございます。

木村圭氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。

木村圭氏は、人格が高潔であると同時に、企業の常勤監査役を務めるなど、非常に幅広い識見をお持ちの方で、当町の財務管理を初め、事業の経営管理や行政運営について適切なご指導、ご助言をいただく監査委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第67号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第67号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 67 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(師岡 伸公君) ただいまの出席議員は10名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第2項の規定により、開票立会人に、 3番、澤本幹男議員、4番、清水明議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(師岡 伸公君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第 10 議案第 67 号 木村圭議員を奥多摩町監査委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、2番、大澤由香里議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。3番、澤本幹男議員、4番、清水明議員に立ち会いをお願い いたします。

(事務局開票作業)

○議長(師岡 伸公君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。有効投票中、賛成票 10 票。以上のとおり賛成が多数であります。よって、木村圭議員を奥多摩町監査委員に選任することについては、これを同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(師岡 伸公君) ここで除斥となっております木村圭議員は、除斥の対象から解除されましたので、着席を求めます。

(1番 木村 圭君 着席)

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午後1時 45 分から再開といたします。

午後1時31分休憩

午後1時45分再開

○副議長(高橋 邦男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の議事につきましては、師岡議長が除斥扱いとなりますので、私、高橋が議長を務め させていただきます。

日程第11 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

候補者が師岡議長の配偶者でありますので、一身上に関する事件については、その議事に参与することができないという地方自治法第 117 条の規定により、師岡伸公議員の退席を求めます。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長(原島 滋隆君) 人権擁護委員候補者の推薦について、提案のご説明をさせていただきます。

人権擁護委員、澤井美津枝氏が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者として下記の者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会にご意見をお伺いするものです。

氏名は、師岡さと子。生年月日は、昭和27年8月11日生まれでございます。住所は、 奥多摩町小丹波379番地1。

師岡さと子氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。

人権擁護委員法第2条では、人権擁護委員は国民の基本的人権が侵害されることがないよう監視し、もしこれが侵犯された場合にはその救済のため、速やかな適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とすると委員の使命を定めており、師岡氏は長年にわたり、保育園保母として、また、平成10年4月からは古里保育園園長として保育事業を通じて子どもたちの健全な心身の発達、家庭や地域のさまざまな社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担ってきており、学識、経験ともに人権擁護委員として適任者でありますので、推薦いたしたく、ご意見を求めるものでございます。

なお、任期は3年で、町には現在2名の委員が法務大臣から委嘱されております。

以上で、提案のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお 願い申し上げます。

○副議長(高橋 邦男君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について質疑及び意見を求めます。質疑、意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高橋 邦男君) 質疑及び意見なしと認めます。

次に、ただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

日程第 11 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の候補者、師岡さと子君を適任 とすることに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(高橋 邦男君) 起立多数と認めます。よって、原案の候補者、師岡さと子君 を適任とすることに決定しました。

ここで除斥となっております師岡伸公議員は除斥の対象から解除されましたので、着席 を求めます。

(11番 師岡 伸公君 着席)

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩としたいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。それでは、休憩とします。

午後1時50分 休憩

午後1時51分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第12 西秋川衛生組合議会議員の選挙を議題とします。

西秋川衛生組合議員3名のうち2名から辞職願が提出され、欠員となっています。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推 選とすることに決定しました。

指名につきましては、議長において指名させていただきたいと思いますが、これにご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、指名につきましては議長が指名することに決定しました。

申し上げます。西秋川衛生組合議会議員には、4番、清水明議員、6番、石田芳英議員、

以上2名を指名いたします。

お諮りします。西秋川衛生組合議会議員には、ただいま指名した2名の議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、西秋川衛生組合議会議員には、 ただいま指名した清水明議員、石田芳英議員を当選人とすることに決定いたしました。

次に、日程第13 秋川流域斎場組合議会議員の選挙を議題とします。

秋川流域斎場組合議会議員2名のうち1名から辞職願が提出され、欠員となっております。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推 選とすることに決定いたしました。

指名につきましては、議長において指名させていただきたいと思いますが、これにご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、指名につきましては議長が指名することに決定しました。

申し上げます。秋川流域斎場組合議会議員には、3番、澤本幹男議員を指名します。

お諮りします。秋川流域斎場組合議会議員には、ただいま指名した者を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、秋川流域斎場組合議会議員には、ただいま指名した澤本幹男議員を当選人とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議2日目は、12月15日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時54分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員